

教 育 委 員 会 会 議 次 第

令和 7 年12月19日(金)
午後 1 時10分～
函南町役場 3 階 教育委員会室

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 教育長の報告その他事務事業の報告

4 付議案件

議案第59号 指定校変更の承諾について

議案第60号 函南町教育委員会公印規程の一部改正について

議案第61号 函南町立中学校部活動指導員設置要綱について

5 報 告

報告第15号 指定校変更の承諾について

報告第16号 函南町教育委員会事務局組織規則の一部改正について

6 そ の 他

(1) 令和 7 年度 函南町教育研究奨励賞授与候補者の推薦について

【次回委員会開催予定】

定例会 令和 8 年 1 月27日 (火) 9 : 00～ 函南町役場 3 階 教育委員会室
15 : 00～ 函南町教育研究奨励賞「授与式」
(会場：役場 2 階大会議室)

教育長関係報告事項

令和7年12月19日（金）

月日	曜日	内 容
11月27日	木	・ 県立田方農業高等学校運営協議会(9:30～)
11月28日	金	・ 議会12月定例会（9:00～）
11月30日	日	・ とまびよチキンカレー完成試食会（10:30～） ・ 第26回静岡県市町対抗駅伝競走大会結団式（18：30～）
12月1日	月	・ 東中学校総合的な学習の時間「函南町への提言」発表会（13：10～）
12月2日	火	・ 議会12月定例会（9:00～）
12月3日	水	・ 議会12月定例会（9:00～）
12月4日	木	・ 議会12月定例会（9:00～）
12月5日	金	・ 就学支援委員会（13:30～） ・ 第26回静岡県市町対抗駅伝競走大会前夜祭（18：00～）
12月6日	土	・ 第26回静岡県市町対抗駅伝競走大会（10:00～） ・ 第26回静岡県市町対抗駅伝函南町選手団解団式(18:00～)
12月7日	日	・ 総合防災訓練（7:30～） ・ かななみ女性の会クリスマスコンサート(13:30～)
12月8日	月	・ 企画会議(9:00～) ・ 表敬訪問（16：30～） ○2025 KMSBユースインターナショナルグリフォンカップ 銅メダル U15ホッケー男子ジュニアユース日本代表 函南町在住 小林夏瑞那（かずな）さん 沼津市立沼津高等学校中等部3年
12月9日	火	・ 議会12月定例会(9:00～) ・ 町内小中学校長面談（13:30～）
12月11日	木	・ 第4回函南町不登校連絡協議会(14:30～)
12月12日	金	・ 町内園長会(13:00～)
12月15日	月	・ 年末の交通安全県民運動一斉街頭広報(7:10～) ・ 庁内管理職（課長補佐級）面接（9:00～）
12月19日	金	・ 定例教育委員会(13:10～)

議案第59号

指定校変更の承諾について

指定校変更の承諾について、教育委員会の承認を求める。

令和7年12月19日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

保護者から指定校変更承諾願が提出されたので、指定校変更の承諾について教育委員会の承認を求めるものです。

○函南町立小学校の児童及び中学校の生徒の通学する学校を指定する規則

平成26年3月26日

教委規則第2号

函南町立小学校・中学校通学区域の設定に関する規則(平成6年函南町教育委員会規則第3号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、函南町内に居住する児童及び生徒(以下「児童等」という。)が、義務教育を受けるため通学する町立の小学校・中学校を指定することを目的とする。

(通学区域及び指定)

第2条 指定する学校は、児童等が保護者(児童等に対して親権を行う者、親権を行う者のいないときは、後見人をいう。以下同じ。)とともに居住する現住所に基づき指定する。

2 前項の規定により、指定する学校の区域(以下「学区」という。)は、別表1のとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、特別支援学級に入級する者の小学校及び中学校の学区は、別表2のとおりとする。

(指定校の変更)

第3条 教育委員会は、保護者及び児童等の特別な事由により、児童等が指定された学校に通学が困難であると認められるときは、別表3の基準に基づき、前条の指定を変更することができる。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月30日教委規則第2号)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 規則の施行の際、この規則による改正前の函南町立小学校並びに中学校の児童及び生徒の通学する学校を指定する規則第2条ただし書の規定により、改正前の学区に通学している者のうち、継続して同学区に通学を希望する者については、改正後の函南町立小学校並びに中学校の児童及び生徒の通学する学校を指定する規則第2条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成29年6月29日教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年3月25日教委規則第4号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年2月28日教委規則第11号)

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、改正前の学区に通学している者のうち、継続して同学区に通学を希望する者については、改正後の函南町立小学校並びに中学校の児童及び生徒の通学する学校を指定する規則第2条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表3(第3条関係)

区分	許可基準		許可期間		添付書類
転居・転出	小学校	学期途中に転居したが通学に支障がない場合	小学校	各学年その学期末又は学年末まで(6年次在学中は卒業)	アイ 保護者承諾願 住民異動届
	中学校		中学校	どの学年でも卒業まで	
一時転居	新築改築のため区域外から通学する場合(完成するまで)従前住所へ戻ることが確実の場合		その期間		アイウ 保護者承諾願 建築確認書写し 住民異動届
転入予定	住宅の新築やアパートの入居等で転居することが確実の場合、前もって転居予定先の学区の学校への就学を認める。		引き渡し予定日		アイ 保護者承諾願 入居予定がわかる契約書等の写し
保護者不在	共働き等により帰宅後も保護者不在 預け先地区又は勤務地区の学校 (小学生のみ)		その事由が解消するまで(1年更新)		アイウ 保護者願い出書 保護者在職証明書 預かり証明書
身体的な理由	身体的な理由で指定校に通学困難な場合		その事由が解消するまで		アイ 保護者承諾願 医師の診断書
生徒指導上の問題 教育的配慮	(1) いじめ、不登校等の理由で指定校へ通学が困難な場合 (2) 指定校を変更することにより問題解決が見込まれる場合 (3) 引き続き、変更した学区の中学校へ進学する場合		その事由が解消するまで(卒業まで)		アイウ 保護者承諾願 指定校校長の意見書 入学通知書
地域事情	(1) 地形等(通学路安全性等)地域の事情により、指定校へ通学が困難な場合 (2) 地教委が承認した場合(小学生のみ)		その事由が解消するまで		アイ 保護者承諾願 居住区域の地図
兄弟関係	特別な事情で指定校以外に兄弟が通学し、指定校が違うため負担が生じる場合		その事由が解消するまで(卒業まで)		ア 保護者承諾願
その他	(1) 特殊な事情で委員会が認めた場合 (2) 入学時において入部予定の部活動がない場合(町内のみ)		卒業まで		アイ 保護者承諾願 事由を証明するために教育委員会 が求める書類

議案第60号

函南町教育委員会公印規程の一部改正について

函南町教育委員会公印規程（昭和 47 年函南町教育委員会規則第 3 号）の一部を改正する規則を別紙のとおり制定したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 7 年12月19日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

本案の規則について、事前押印及び印影の刷込み及び電子計算機等による押印の規定に関する事項を追加するため、所要の改正を行うものです。

函南町教育委員会規則第 号

函南町教育委員会公印規程の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 年 月 日

函南町教育長

函南町教育委員会公印規程の一部を改正する規則

函南町教育委員会公印規程（昭和47年函南町教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第12条を第14条とし、第11条の次に次の2条を加える。

（事前押印及び印影の刷込み）

第12条 証票その他の文書を一時に多量に作成する場合その他特に必要がある場合には、当該文書に事前に公印を押印し、又は公印の押印に代えてその印影を当該文書に刷り込むことができる。この場合において、別表に定める公印の寸法によらないことができる。

2 前項の規定により公印を事前に押印し、又は印影を刷り込もうとするときは、あらかじめ公印の保管者の承認を得なければならない。

3 公印を事前に押印し、又は公印の印影を刷り込んだ文書は、当該文書の公印の保管者又は主管課長が厳重に保管し、受払いを明らかにしておかなければならない。

（電子計算機等による押印）

第13条 電子計算機及びファクシミリ（函南町が保管するものに限る。）を利用して文書を作成する場合において、公印の保管者が特に必要があると認めるときは、公印の押印は、電子データ記憶装置に記録した公印の印影を打ち出すことによりこれに代えることができる。この場合において、別表に定める公印の寸法によらないことができる。

2 前項の場合において、公印の保管者は、公印の偽造その他不正な使用を防止するため必要な措置を講じなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新 旧 対 照 表

函南町教育委員会公印規程（昭和47年函南町教育委員会規則第3号）

旧	新
(旧公印の保存及び廃棄) 第12条 (略)	(事前押印及び印影の刷込み) 第12条 <u>証票その他の文書を一時に多量に作成する場合その他特に必要がある場合には、当該文書に事前に公印を押印し、又は公印の押印に代えてその印影を当該文書に刷り込むことができる。この場合において、別表に定める公印の寸法によらないことができる。</u> 2 <u>前項の規定により公印を事前に押印し、又は印影を刷り込もうとするときは、あらかじめ公印の保管者の承認を得なければならない。</u> 3 <u>公印を事前に押印し、又は公印の印影を刷り込んだ文書は、当該文書の公印の保管者又は主管課長が厳重に保管し、受払いを明らかにしておかなければならない。</u> (電子計算機等による押印) 第13条 <u>電子計算機及びファクシミリ（函南町が保管するものに限る。）を利用して文書を作成する場合において、公印の保管者が特に必要であると認めるときは、公印の押印は、電子データ記憶装置に記録した公印の印影を打ち出すことによりこれに代えることができる。この場合において、別表に定める公印の寸法によらないことができる。</u> 2 <u>前項の場合において、公印の保管者は、公印の偽造その他不正な使用を防止するため必要な措置を講じなければならない。</u> (旧公印の保存及び廃棄) 第14条 (略)

議案第 61 号

函南町立中学校部活動指導員設置要綱について

函南町立中学校部活動指導員設置要綱を策定したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 7 年12月19日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

スポーツ庁・文化庁が示す部活動地域連携の一環として、令和 8 年度より町内中学校に部活動指導員を配置する見込みであり、函南町立中学校部活動指導員設置要綱を策定する必要があるため。



函南町立中学校部活動指導員設置要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

函南町教育長 久保田 浩子

函南町立中学校部活動指導員設置要綱

(設置)

第1条 函南町立中学校における部活動の充実、生徒の健全育成及び教員の時間外勤務の削減を図ることを目的に、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第78条の2に規定する部活動指導員（以下「部活動指導員」という。）を設置する。

(身分)

第2条 部活動指導員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。

(任用)

第3条 函南町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次の要件を満たす者のうちから、部活動指導員を任用するものとする。

- (1) 配置校の教育方針及び部活動運営方針を理解し、次条に掲げる職務内容を適切に遂行できる者
- (2) 部活動における専門的技能又は指導経験があり、人格・見識ともに優れ、生徒の指導に適する者
- (3) 心身ともに健康な者
- (4) 函南町立中学校長（以下「校長」という。）の推薦を受けた者

(職務)

第4条 部活動指導員は、校長の指示に従い、関係する教職員等と情報を共有しながら、次に掲げる職務を行う。

- (1) 実技指導
- (2) 練習試合・大会等学校外での活動の引率
- (3) 部活動の管理運営
- (4) 保護者等への連絡
- (5) 生徒指導に係る対応
- (6) 事故発生時の対応
- (7) その他校長が必要と認める職務

(実績報告)

第5条 校長は、部活動指導員の活動があった月には活動実績を月末にまとめ、翌月初旬に函南町立中学校部活動指導員活動実績報告書（別記様式）により、教育委員会に報告しなければならない。

（研修）

第6条 教育委員会は、部活動指導員に対して、地方公務員の服務、部活動指導員の役割、責任等について正しい理解を得るため必要な研修を行うものとする。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

函南町立中学校部活動指導員活動実績報告書

年 月 日

函南町教育委員会 様

函南町立 中学校 校長

(署名又は記名押印)

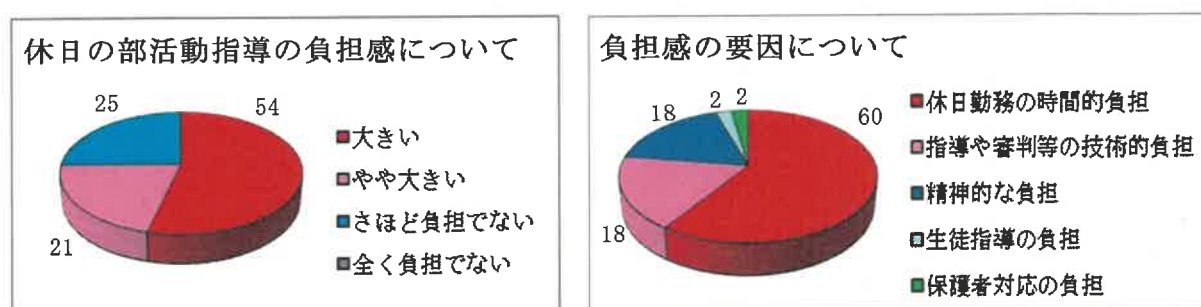
部活動指導員の 月分の実績について、次のとおり報告します。

指導員氏名		(署名又は記名押印)					種 目	
日	曜日	部活動時間	顧問 従事時間	指導員 指導時間	単独指導時間	単独引率時間	指導内容	指導場所
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								
平日計								
休日計								

函南町立中学校部活動指導員設置要綱について

1 部活動指導の現状

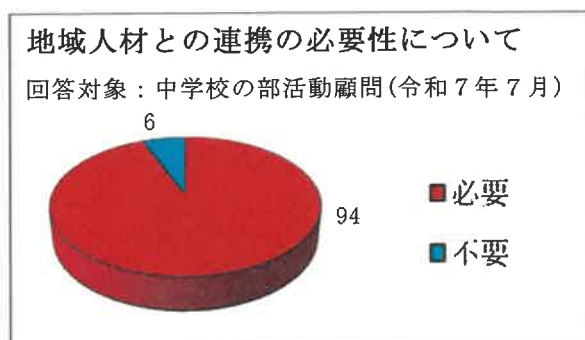
現在、町内の中学校の多くの部活動では、競技経験のない顧問が部活動を指導している。令和7年7月に町内の中学校教員を対象に実施したアンケート調査の結果、大多数の教員が休日の部活指導を負担と感じており、要因として休日勤務による時間的な負担と、専門性が求められる指導や審判等の技術的な負担が多かった。令和5年度より、部活動を含むすべての教育活動を16:30までに終える教育課程を編成しており、平日の部活動指導は勤務時間内のサービスの一環と考えられるが、休日の部活動指導については、中学校教員以外の地域人材との連携が求められている。



スポーツ庁、文化庁は、部活動地域連携の一環として、各自治体の実状に応じ、部活動指導員の配置を推進する方針を示している。部活動指導員は、運動部や文化部において、生徒の技術指導や安全管理、引率など、教員の負担を軽減するための町の会計年度任用職員である。教職員との連携のもと、専門的知見を活かしながら生徒の成長を支援する役割を担い、教員の負担軽減に加え、専門的な技術指導や社会に開かれた学校づくりの推進等が期待される。

2 部活動指導員について

中学校の部活動の約9割が、部活動指導員等の地域人材による補助、連携を希望している。一方で部活動にやりがいを感じている教員も一定数存在していることから、積極的に休日の指導にあたる教員と、指導を望まず休日の負担を軽減していく教員とに段階的に働き方を分けていく見込みである。部活動指導員がすべての部に一斉に整備できないことから、顧問の意向、部活動指導員とのマッチング状況によって段階的に導入が進んでいくことが想定される。



報告第15号

指定校変更の承諾について

函南町立小学校の児童及び中学校の生徒の通学する学校を指定する規則別表 3 に基づき行った指定校変更の承諾について報告する。

令和 7 年12月19日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

保護者から指定校変更承諾願が提出され、申請日からの登校に支障が生じるため事務局にて指定校変更の承諾をした件について、教育委員会に報告をするものです。

報告第16号

函南町教育委員会事務局組織規則の一部改正について

函南町教育委員会事務局組織規則（昭和52年函南町教育委員会規則第2号）の一部を別紙のとおり改正したので、教育委員会に報告する。

令和7年12月19日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

報告理由

函南町行政機構の改革に伴う関連条例の整理に関する条例の制定に伴い、教育委員会の組織が変更となるため、函南町教育委員会事務局組織規則について、所要の改正を行いましたので、報告するものです。



函南町教育委員会規則第7号

函南町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年12月2日

函南町教育長 久保田 浩子

函南町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

函南町教育委員会事務局組織規則（昭和52年函南町教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（組織）

第2条 事務局に教育部を置く。

2 教育部に次の課及び係を置く。

課の名称	係の名称
学校教育課	教育庶務係 学校教育係 学校管理係
生涯学習課	生涯学習係 図書係 スポーツ振興係 施設管理係
子育て支援課	子育て支援係 子育て交流センター係 保育幼稚園係 こども家庭センター（こども家庭センター係）

第5条第2項中「教育次長」を「教育部長」に改め、「図書館長」の次に「センター長」を加える。

第6条の見出し及び同条中「教育次長」を「教育部長」に改める。

別表学校教育課の部中「(10) 幼児教育センターの運営に関する事。」を削り、「(11) 学校及び地域の連携に関する事。」を「(10) 学校及び地域の連携に関する事。」に改め、同表に次のように加える。

子育て支援課	子育て支援係	(1) 児童福祉に関する事。 (2) ひとり親家庭等の支援に関する事。 (3) 子育て支援(子育て交流センター係が所管する事業を除く。)に関する事。 (4) 少子化対策に関する事。 (5) 困難な問題を抱える女性への支援に関する事。 (6) DV防止に関する事。 (7) ホームスタート事業に関する事。
	子育て交流セン	(1) 子育てふれあい・地域交流センターの管理運

ター係		営に關すること。 2) ファミリー・サポート・センター事業に關すること。 3) 子育て支援に關すること。
保育幼稚園係		1) 保育所に關すること。 2) 幼稚園に關すること。 3) こども園に關すること。 4) 幼児教育の実施に關すること。 5) 留守家庭児童保育所に關すること。 6) 幼児教育センターに關すること。
こども 家庭セ ンター	こども 家庭セ ンター 係	1) 児童相談に關すること。 2) こども家庭支援に關すること。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

新 旧 対 照 表

函南町教育委員会事務局組織規則(昭和52年函南町教委規則第2号)

旧	新								
<u>(課及び係)</u> 第2条 事務局に次の課及び係を置く。 学校教育課 教育庶務係 学校教育係 学校管理係 生涯学習課 生涯学習係 図書係 スポーツ振興係 施設管理係 <u>(職員)</u> 第5条 (略) 2 <u>教育次長</u>、課長、参事、課長補佐、図書館長、室長、社会指導主事、指導主事、係長、事務長、主査、主任栄養士、主事、栄養士、主事補、給食調理員及び用務員は、事務職員又は技術職員の中から命ずる。 <u>(教育次長)</u> 第6条 事務局に<u>教育次長</u>を置く。 2 <u>教育次長</u>は、教育長の命を受けて、所掌事務の執行方針及び基本計画を所管し、他の部又は局との調整を行い、執行組織及び実施状況の統制を行う。	<u>(組織)</u> 第2条 事務局に<u>教育部</u>を置く。 2 <u>教育部</u>に次の課及び係を置く。 <table border="1"> <tr> <th>課の名称</th><th>係の名称</th></tr> <tr> <td>学校教育課</td><td>教育庶務係 学校教育係 学校管理係</td></tr> <tr> <td>生涯学習課</td><td>生涯学習係 図書係 スポーツ振興係 施設管理係</td></tr> <tr> <td>子育て支援課</td><td>子育て支援係 子育て交流センター係 保育幼稚園係 こども家庭センター (こども家庭センター係)</td></tr> </table> <u>(職員)</u> 第5条 (略) 2 <u>教育部長</u>、課長、参事、課長補佐、図書館長、センター長、室長、社会指導主事、指導主事、係長、事務長、主査、主任栄養士、主事、栄養士、主事補、給食調理員及び用務員は、事務職員又は技術職員の中から命ずる。 <u>(教育部長)</u> 第6条 事務局に<u>教育部長</u>を置く。 2 <u>教育部長</u>は、教育長の命を受けて、所掌事務の執行方針及び基本計画を所管し、他の部又は局との調整を行い、執行組織及び実施状況の統制を行う。	課の名称	係の名称	学校教育課	教育庶務係 学校教育係 学校管理係	生涯学習課	生涯学習係 図書係 スポーツ振興係 施設管理係	子育て支援課	子育て支援係 子育て交流センター係 保育幼稚園係 こども家庭センター (こども家庭センター係)
課の名称	係の名称								
学校教育課	教育庶務係 学校教育係 学校管理係								
生涯学習課	生涯学習係 図書係 スポーツ振興係 施設管理係								
子育て支援課	子育て支援係 子育て交流センター係 保育幼稚園係 こども家庭センター (こども家庭センター係)								

旧			新		
別表（第3条関係） 事務分掌表			別表（第3条関係） 事務分掌表		
課の名称	係の名称	所掌事務の内容	課の名称	係の名称	所掌事務の内容
学校教育課	(略)		学校教育課	(略)	
	学校教育係	(1) ～(8) (略) (9) 教育支援センターの運営に関すること。 <u>(10) 幼児教育センターの運営に関すること。</u> <u>(11) 学校及び地域の連携に関すること。</u>		学校教育係	(1) ～(8) (略) (9) 教育支援センターの運営に関すること。 <u>(10) 学校及び地域の連携に関すること。</u>
	(略)			(略)	
生涯学習課	(略)		生涯学習課	(略)	

旧	新			
	<u>子育て支援課</u>	<u>子育て支援係</u>	<u>(1) 児童福祉に関すること。</u> <u>(2) ひとり親家庭等の支援に関すること。</u> <u>(3) 子育て支援（子育て交流センター係が所管する事業を除く。）に関すること。</u> <u>(4) 少子化対策に関すること。</u> <u>(5) 困難な問題を抱える女性への支援に関すること。</u> <u>(6) DV防止に関すること。</u> <u>(7) ホームスタート事業に関すること。</u>	
		<u>子育て交流センター係</u>	<u>(1) 子育てふれあい・地域交流センターの管理運営に関すること。</u> <u>(2) ファミリー・サポート・センター事業に関すること。</u> <u>(3) 子育て支援に関すること。</u>	
		<u>保育幼稚園係</u>	<u>(1) 保育所に関すること。</u> <u>(2) 幼稚園に関すること。</u> <u>(3) こども園に関すること。</u> <u>(4) 幼児教育の実施に関すること。</u> <u>(5) 留守家庭児童保育所に関すること。</u> <u>(6) 幼児教育センターに関すること。</u>	
		<u>こども家庭セ</u>	<u>こども家庭セ</u>	<u>(1) 児童相談に関すること。</u> <u>(2) こども家庭支援に関すること。</u>

旧		新				
			ンター	ンター		
				係		

令和7年12月19日

函南町教育委員会 様

函南町教育長
久保田 浩子

令和7年度 函南町教育研究奨励賞授与候補者の推薦について

函南町教育研究奨励賞授与要綱に基づき、教育研究実践を広く町内の教員に募集したところ、園・学校より応募がありました。

10月20日開催の「函南町教育研究奨励賞検討委員会」による選考の結果、下記7件を「函南町教育研究奨励賞に該当するものと評価する」との報告が、検討委員長から出されました。

つきましては、授与要綱により賞状並びに記念品の授与について、承認をお願いします。

記

No.	園・学校名	職名	氏 名	性別	研 究 主 題 名
1	函南小学校	教諭	飯塚 健太	男	教科学習における「見方・考え方」を働かせるための工夫 ～生活科・社会科における授業実践を通して～
2	桑村小学校	教諭	萩原 大夢	男	子供の問題解決の力を育む小学校理科の授業づくり ～生物分野を中心に～
3	東小学校	教諭	新井 涼太	男	自らの課題を把握することで、主体的・協働的に学びを 深められる子供の育成を目指して
4	西小学校	教諭	海野 はる佳	女	「心と身体がすっきりする」ことをめざした通級指導 ～自己認知からはじまる他者とのつながりを育む実践～
5	函南中学校	教諭	上嶋 崇嗣	男	教師主体を脱却し、生徒が自主的に創る学校を目指して ～特別活動、(学級活動・学校行事)の視点から～
6	東中学校	教諭	上田 歩	男	理科×ICT ～根拠をもって表現できるように～
7	間宮幼稚園	主任 教諭	齋藤 知代	女	子供も保育者も楽しい保育を目指して

函南町教育委員 各位

函南町教育長

令和 7 年度 函南町教育研究奨励賞「授与式」への出席について(依頼)

このことについて、下記のとおり「授与式」を開催します。
つきましては、教育委員の皆様には、授与式への出席にご理解とご協力お願いいたします。

記

1 「令和 7 年度函南町教育研究奨励賞」授与式

(1) 日 時 令和 8 年 1 月 2 7 日 (火) 1 5 : 0 0 ~

(2) 場 所 函南町庁舎 2 階 大会議室

(3) 出席者

① 受 賞 者(7 名)

- ・函南小 飯塚 健太教諭 ・桑村小 萩原 大夢教諭 ・東小 新井 涼太教諭
- ・西小 海野 はる佳教諭 ・函南中 上嶋 崇嗣教諭 ・東中 上田 歩 教諭
- ・間宮幼稚園 齋藤 知代主任教諭

② 教育長並びに教育委員(4 名)

- ・久保田 教育長
- ・渡邊 教育委員 ・小永井 教育委員 ・林 教育委員 ・長澤 教育委員

③ 奨励賞検討委員(5 名)

- ・高橋 西小学校長 ・井出 春光幼稚園長 ・堀江 桑村小教頭 ・香月 東中教頭
- ・松下 学識経験者

④ 教育委員会事務局(8 名)

- ・岩谷教育次長 ・杉村学校教育課長 ・渡邊課長補佐 ・望月参事 ・大桑指導主事
- ・平田指導主事 ・大川子育て支援課長 ・石井(事務局)

⑤ 町内幼稚園代表(6 名)、各小・中学校代表(7 名)

(4) その他

- ・受賞者を代表して、西小学校 海野 はる佳教諭、東中学校 上田 歩教諭の 2 名に 1 5 分 ~ 2 0 分程度で研究概要を発表していただきます。

担 当 函南町教育委員会
学校教育課 参事 望月
事務局 石井
電 話 055-979-8121
F A X 055-979-8144

令和7年度 函南町教育研究奨励賞授与式

1 期 日 令和8年1月27日(火)

2 時 間 15時00分～16時30分 2F大会議室

3 次 第

- | | | |
|--|-------------|---------------|
| (1) 開 会 | 【進行 大桑指導主事】 | (15:00～15:05) |
| (2) 令和7年度受賞者及び研究主題紹介 | 【望月参事】 | (15:05～15:10) |
| (3) 賞状並びに記念品授与 | 【渡邊教育委員】 | (15:10～16:20) |
| (4) お祝いの言葉 | 【久保田教育長】 | (15:20～15:25) |
| (5) 研究概要の発表 | | (15:30～16:10) |
| 代表発表者2名 | | |
| 西小学校 海野 はる佳 教諭「心と身体がすっきりする」ことをめざした通級指導 | | |
| 東中学校 上田 歩 教諭「理科×ICT」 | | |
| (6) 講評 | 【高橋西小学校長】 | (16:15～16:25) |
| (7) 閉 会 | 【平田指導主事】 | (16:25～16:30) |

4 出席者 38名

- (1) 受 賞 者 (7名)
- ①飯塚 健太 (函小)
 - ②萩原 大夢 (桑村小)
 - ③新井 涼太 (東小)
 - ④海野はる佳 (西小)
 - ⑤上嶋 崇嗣 (函南中)
 - ⑥上田 歩 (東中)
 - ⑦齋藤 知代 (間宮幼稚園)

(2) 教育長並びに教育委員(計5名)

- ・久保田 函南町教育長
- ・渡 邊 教育委員
- ・小永井 教育委員
- ・林 教育委員
- ・長 澤 教育委員

(3) 奨励賞検討委員 (5名)

- ・高橋 西小校長
- ・井出 春光幼稚園長
- ・堀江 桑村小教頭
- ・香月 東中教頭
- ・松下 学識経験者

(4) 教育委員会事務局(8名)

- ・岩谷 教育次長
- ・杉村 課長
- ・望月 参事
- ・渡邊 課長補佐
- ・大桑 指導主事
- ・平田 指導主事
- ・大川 子育て支援課長
- ・石井 (事務局)

(5) 園、学校代表 13名



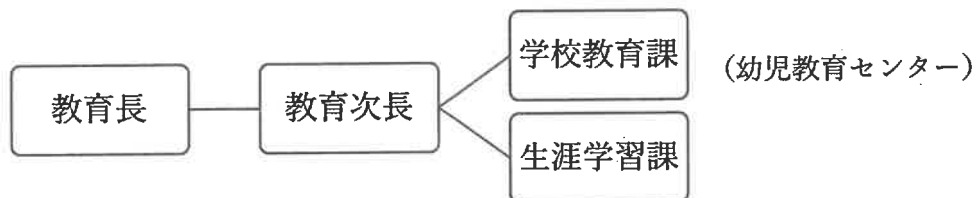
令和8年度 函南町教育委員会組織構成（案）について

令和8年度より、子育て支援課を教育委員会の所属とし、「教育次長」を「教育部長」に変更、新たに「教育部」を設ける予定です。

本年度から架け橋期プログラムをスタートさせ、幼稚園保育園から小学校入学する際の学習に対する不安や環境の変化に、ゆっくりと馴染んでいく連携教育を実施しておりますが、子どもや子育てへの支援を包括的に実施し、更なる連携強化を図るため、子育て支援課を教育委員会（教育部）の所属とし、これまで学校教育課内にあった「幼児教育センター」を子育て支援課へ配置変更します。

この組織改定に伴い、今後、令和8年4月1日に間に合うよう規則や規程、要綱などの改正を行います。

■現在



■令和8年4月から(案)

